

増毛町観光施設事業経営戦略

団 体 名 : 増 毛 町

事 業 名 : 観 光 施 設 事 業

策 定 日 : 平 成 30 年 7 月

計 画 期 間 : 平 成 30 年 度 ~ 平 成 39 年 度

1. 事業概要

(1) 事業形態等

法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非 適	事 業 開 始 年 度	昭 和 55 年 度
事 業 の 種 類	索 道	施 設 名	増毛町立暑寒別スキ一場
職 員 数	1人		
事 業 の 内 容	当スキー場は、5つのコースと2基のペアリフト(205器)を有し、冬期間のみ営業している。		
年 間 利 用 状 況	H29 111千人	H28 125千人	H27 131千人
経 常 収 支 比 率	H29 100.0%	H28 100.0%	H27 100.0%
経 費 回 収 率	H29 43.2%	H28 51.6%	H27 56.2%
民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託		
	イ 指定管理者制度		
	ウ PPP・PFI		

法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非 適	事 業 開 始 年 度	昭 和 56 年 度
事 業 の 種 類	その他観光施設	施 設 名	スキー場ロッジ
職 員 数	人		
事 業 の 内 容	スキー場利用者の利便性を図るため、ロッジを運営し食事等の飲食を提供する。		
年 間 利 用 状 況	H29 9千人	H28 9千人	H27 11千人
経 常 収 支 比 率	H29 100.0%	H28 100.0%	H27 100.0%
経 費 回 収 率	H29 42.9%	H28 33.3%	H27 64.3%
民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託		
	イ 指定管理者制度		
	ウ PPP・PFI		

法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非 適	事 業 開 始 年 度	平 成 15 年 度
事 業 の 種 類	その他観光施設	施 設 名	岩尾温泉
職 員 数	人		
事 業 の 内 容	町民の福祉と健康増進を図り、観光振興に寄与するため温泉施設を運営する。(冬期間閉鎖)		
年 間 利 用 状 況	H29 18千人	H28 18千人	H27 19千人
経 常 収 支 比 率	H29 100.0%	H28 100.0%	H27 100.0%
経 費 回 収 率	H29 42.7%	H28 38.0%	H27 39.5%
民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託		
	イ 指定管理者制度		
	ウ PPP・PFI		

(2) 料金形態

料金の概要・考え方	(1)スキー場 ・1回券 大人 240円、中学生以下 120円 ・1日券 大人 2,500円、中学生以下 1,500円 ・シーズン券 大人 24,000円、中学生以下 12,000円 (2)温泉施設 1日 大人 500円、小学生以下 250円
-----------	---

(3) 施設を取り巻く環境等

- (1)スキー場:市街地から車で5Kmと好アクセスで、初級者から上級者までが対応できる全5コースとペアリフトを完備。隣接北欧風ロッジには、休憩所やレストランを設置している。
- (2)温泉施設:市街地から車で18Km、海岸沿いの小高い丘にある日帰り専用温泉。単純酸性泉は、皮膚病やリウマチに効くと好評。

2. 経営の基本方針

町民の保健体育の向上及び健康増進、レクリエーションの普及を図り、観光振興に寄与するため、施設の適切な維持管理に努め、観光施設を運営する。

3. 投資・財政計画(収支計画)

- (1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり
- (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たったの説明

① 収支計画のうち投資についての説明

観光施設については、一通りの整備が終了し、向後10年以内での投資は予定していないが、今度も適切な維持管理に努め、施設の長寿命化を図る。

② 収支計画のうち財源についての説明

施設の利用状況にもよるが、今後の投資に向けて、3年ごとに使用料の見直しを検討する。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

人件費を含む経常経費は、節減に努め、収支の均衡を図る。また、施設の管理業務の委託も検討する。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

投資の平準化に関する事項	観光施設については、一通りの整備が終了し、向後10年以内での投資は予定していないが、今度も適切な維持管理に努める。
施設等の統合・縮小・廃止に関する事項	—
防災・安全対策に関する事項	安全を第一とした施設の維持管理を徹底するとともに、従業員の教育訓練を実施し、事故防止を図る。
民間の活力の活用に関する事項 (PPP・PFIなど)	—
その他	—

② 今後の財源についての考え方・検討状況

料金単価に関する事項	利用者のニーズを適確に把握し、サービスの提供と施設のあり方を検討し、料金単価の適正化に努める。
利用状況に関する事項	—
繰入金に関する事項	一般会計からの安易な繰入に頼ることなく、受益者の負担と費用対効果を考えながら事業展開することにより、赤字額の圧縮に努める。
資産の有効活用に関する事項	—
その他	—

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間の活力の活用に関する事項 (指定管理者制度、PPP・PFIなど)	—
職員給与費に関する事項	事業運営に必要最小限の職員配置を検討するとともに、人件費の適正化に努める。
委託費に関する事項	施設管理については、必要最小限の人員で対応しているが、指定管理等の業務委託についても検討する。
その他	—

4. 公営企業として実施する必要性など

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	当町には、民間の類似施設等がないため、町民の健康増進等の町民サービスとして実施する必要がある。
公営企業として実施する必要性	過疎地域にあって、民間事業者は採算性がないため、事業展開しないことから町民の健康増進等のため、自治体として実施する必要がある。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	実績との乖離を修正するため、必要に応じて決算後に収支計画を見直す。
---------------------	-----------------------------------

投資・財政計画(索道)

(単位:千円, %)

区 分	年 度		前々年度	前年度	本年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度
	(E)+(I)	(J)	(決算)	(決算)										
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)												
積 立 金		(K)												
前年度からの繰越金		(L)												
前年度繰上充用金		(M)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)												
翌年度へ繰り越すべき財源		(O)												
実 質 収 支														
(N)-(O)														
黒 字														
赤 字														
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)														
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)			100	92	92	92	91	91	91	91	92	92	100	100
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)														
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)			12,789	11,578	12,920	12,900	12,900	13,545	13,545	13,545	14,222	14,222	14,222	14,933
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)														
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)														
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)														
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)			12,789	11,578	12,920	12,900	12,900	13,545	13,545	13,545	14,222	14,222	14,222	14,933
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)														
他会計借入金残高 (W)														
地 方 債 残 高 (X)			20,500	18,240	15,976	13,707	11,434	9,156	6,874	4,587	2,296			

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度		前々年度	前年度	本年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度
			(決算)	(決算)										
収益的収支分			12,018	12,973	12,606	12,251	10,535	10,518	10,544	10,540	10,510	10,537	10,534	10,494
うち基準内繰入金														
うち基準外繰入金			12,018	12,973	12,606	12,251	10,535	10,518	10,544	10,540	10,510	10,537	10,534	10,494
資本的収支分				2,260	2,264	2,269	2,273	2,278	2,282	2,287	2,291	2,296		
うち基準内繰入金														
うち基準外繰入金				2,260	2,264	2,269	2,273	2,278	2,282	2,287	2,291	2,296		
合 計			12,018	15,233	14,870	14,520	12,808	12,796	12,826	12,827	12,801	12,833	10,534	10,494

投資・財政計画(その他)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)												
積 立 金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)												
前年度繰上充用金	(M)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)												
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実 質 収 支	黒 字 (P)												
	赤 字 (Q)												
赤 字 比 率	$\left(\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100 \right)$												
収益的収支比率	$\left(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100 \right)$	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額	(R)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	10,942	10,772	11,269	11,260	11,260	11,815	11,815	11,815	12,397	12,397	12,397	13,010
地方財政法による 資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$												
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)	10,942	10,772	11,269	11,260	11,260	11,815	11,815	11,815	12,397	12,397	12,397	13,010
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$												
他会計借入金残高	(W)												
地方債残高	(X)												

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度
収益的収支分		18,698	14,165	14,875	14,810	15,290	15,268	15,275	15,275	15,237	15,243	15,243	15,185
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金		18,698	14,165	14,875	14,810	15,290	15,268	15,275	15,275	15,237	15,243	15,243	15,185
資本的収支分													
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金													
合 計		18,698	14,165	14,875	14,810	15,290	15,268	15,275	15,275	15,237	15,243	15,243	15,185